



日頃、在宅で介護を頑張っておられる介護者の皆さんのリフレッシュを兼ねた交流会や、認知症などについて学ぶ介護者教室を、年2回開催しております。

今年度は新秋田県立美術館見学や映画鑑賞などの内容で実施し、参加者の方々から「楽しかった」と好評でした。

在宅介護支援センターの取り組み

また、ケアセンターいなかわ地域交流ホールにて、介護が必要とならないための介護予防事業プログラムを行っています。

「からだ元気」では運動指導員の指導のもとでストレッチや有酸素運動、マシンでのバランストレーニングを行い、運動機能の向上を目指します。

「お口元気」では歯科衛生士が歯磨きや義歯の清掃方法の指導、飲み込み機能の向上訓練を行います。

※詳しくは稲川在宅介護支援センターへ。
介護や日常生活の困りごとなどお気軽にご相談下さい。

月刊 いなかわ福祉会だより

【発行者】

◎ 社会福祉法人 いなかわ福祉会

秋田県湯沢市駒形町 字八面狐塚58

電話：0183-42-2557
FAX：0183-42-2541



『介護保険サービスにかかる消費税のお話』

4月1日より消費税が8%に引き上げられます。

これまで、介護保険サービスの利用者に消費税負担はありませんでしたが、今年度の増税に伴い、介護保険事業者がサービス提供のための食材や消耗品などの仕入れ・購入をした場合にかかる消費税の負担が大きくなるのが予想されます。

その補てん措置として、介護保険サービスの基本料金に0.63%程度上乗せする案が厚生労働省より社会保障審議会に示され、1月に了承されました。

要介護度などにより、引き上げ幅は異なりますが、大半の介護サービスで1回利用あたり数円の負担増となります。

厚労省の試算に照らし合わせた具体的な一例

- ① 要介護2でデイサービスを週2回利用した場合、月額で約60円増
- ② ヘルパーの身体介護30分を月8回利用した場合、月額で約10円増
- ③ 訪問入浴車利用1回につき9円増

厚労省は、在宅の要介護者に対する介護保険からの支給上限額を引き上げる方針も同時に示しました。

介護保険サービスをご利用の方には担当のケアマネジャーがおります。詳細や疑問などは、ケアマネジャーまたは居宅介護支援事業所へお問い合わせ下さい。

ひな祭り

ショートステイの雛飾り。1年に1回の桃の節句を迎え、清楚に微笑んでいます。お人形を見つめるご利用者様の眼差しは優しく、懐かしい思いで満ちています。



編集後記

降雪量や気温など「観測史上初」を連日更新した厳しい冬もようやく終わろうとしています。花粉症の方にはツライ季節ですが、やっぱり春は待ち遠しいですね。

今回は私が担当しました！
佐藤 真知子
(居宅介護支援事業所)

